

組合員資格得喪通知書

受付印

通知日	令和 年 月 日
通知者	

安曇川沿岸土地改良区 理事長 中川幸雄 様

下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これにより安曇川沿岸土地改良区の事業による一切の権利義務を新資格者が承継します。

裏面の注意事項は、現資格者（喪失）および新資格者（取得）ともに確認しました。

(ご確認のうえ、をチェックしてください)

1 当事者の氏名又は名称及び住所

現資格者 (喪失)	フリガナ				印	
	氏名 又は名称					
	郵便番号	(〒 -)	組合員コード			
	住所					
	電話		携帯電話			
新資格者 (取得)	フリガナ				印	
	氏名 又は名称					
	郵便番号	(〒 -)	組合員コード			
	住所					
	生年月日	昭和 平成	年 月 日	性別		男・女
	電話		携帯電話			

記

2 資格得喪の対象たる土地(全部または一部のいずれかのをチェックしてください)

資格を喪失する組合員の賦課基礎台帳記載の全筆を対象とします。(資格の全部)

下記の土地を対象とします。(資格の一部)

土地の所在			地番	地目	用途	地積 m ²	備考
町名	大字	小字					

※筆数が多いため、別紙に記載し提出します。

3 資格得喪の原因およびその時期

原因 (該当箇所をチェック)	<input type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 死亡のため <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 農業者年金受給 <input type="checkbox"/> 経営移譲 <input type="checkbox"/> 利用権設定 <input type="checkbox"/> 委託解除 <input type="checkbox"/> 農地転用 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> その他()
時期	令和 年 月 日

※本書に記載の個人情報につきましては、土地改良区の業務以外の目的には使用いたしません。

No. _____

事務局処理欄	受付担当者	備考
--------	-------	----

注 意 事 項

※本書を提出される際には、資格を喪失される方および資格を取得される方も共に、つぎの事項を必ずご確認ください。

1 組合員の資格得喪の通知義務について

組合員資格得喪通知の提出は、土地改良法の規定により組合員の資格を取得した方と組合員の資格を喪失した方の義務となっています。この手続きがなされない限り、原則として土地改良区の組合員資格の変更はされません。

土地改良法 第43条

(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。

3 農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第一項の規定による通知をしたものとみなす。

2 組合員資格の変更に伴う権利義務の承継について

土地改良区の組合員がその資格に係る権利の目的となっている土地についてその組合員の資格を失った場合に、その者がその土地に有していた事業に関する権利義務は、その土地についての権利の承継によってその土地につき組合員たる資格を得た者に移転します。

また、この権利義務の移転は、いわば組合員たる地位の移転に伴い生ずるもので、法律上当然に生じ、特約をもってしても動かし得ないものです。

なお、法第42条第1項の規定により承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、前組合員の滞納金も含まれます。

土地改良法 第42条

(権利義務の承継及び決済)

第42条 土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三条に規定する資格の交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

3 賦課金等の請求について

賦課は、毎年4月1日を基準日としています。

4 提出先

〒520-1202

滋賀県高島市安曇川町下古賀1543番地1

安曇川沿岸土地改良区

電話 0740-33-0009